

## 第 2 行政評価・監視結果

### 1 発達障害者支援施策の概要

調査の結果	説明図表番号
<p><b>(1) 発達障害と発達障害者支援法の制定</b></p> <p>自閉症、アスペルガー症候群などの発達障害は、生まれつきの特性で、子どもの発達の早い時期から症状が現れ、その発達過程に大きな影響を与える（その意味で、「発達障害」と呼ばれている。）が、「病気」とは異なる。生まれつき脳の発達が通常と違っているために、日常生活や他人との関わり、学業などに影響が出て、本人は「生きづらさ」を感じ、親は「育てにくさ」を感じることもあるとされている。</p> <p>他方で、発達障害は、優れた能力が発揮されている場合もあり、周りから見てアンバランスな様子が理解されにくい障害とも言われている。</p> <p>こうした発達障害は、従来、身体障害、知的障害及び精神障害の各制度の谷間に置かれ、また、一般の理解が得られず、その発見が遅れ、必要な支援が届きにくい状態となっていたことから、発達障害者が乳幼児期から成人期までの各ライフステージに合った適切な支援が受けられるよう、発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）が制定され、平成 17 年 4 月から施行された。</p> <p>発達障害者支援法の成立に伴い、障害者関連の各制度においても、発達障害が位置付けられ、必要な支援サービスが提供される仕組みが整備されている。</p>	<p>表 1-①</p> <p>表 1-②</p> <p>表 1-③</p> <p>表 1-④</p>
<p><b>(2) 発達障害者の数</b></p> <p>身体障害者、知的障害者及び精神障害者と異なり、固有の手帳制度がない発達障害者の正確な数は分かっていないが、文部科学省が平成 24 年 2 月から 3 月までにかけて全国（岩手、宮城及び福島を除く。）の公立の小学校及び中学校の通常の学級に在籍する児童生徒を対象として実施した「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」（平成 24 年 12 月文部科学省）の結果では、学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の割合は 6.5%（推定値）<sup>(注1)</sup> となっている。</p> <p>また、同省が平成 27 年 5 月に公立の小学校、中学校及び中等教育学校（前期課程）を対象として実施した「通級による指導実施状況調査」（平成 28 年 5 月公表）の結果では、通級による指導<sup>(注2)</sup>を受けている発達障害（自閉症、学習障害及び注意欠陥多動性障害）のある児童生徒数は、平成 27 年度（5 月 1 日時点）では 4 万 1,986 人（自閉症 1 万 4,189 人、学習</p>	<p>表 1-⑤</p> <p>表 1-⑥</p>

障害 1 万 3,188 人、注意欠陥多動性障害 1 万 4,609 人) となっている (平成 18 年度の約 6.1 倍)。

(注 1) 6.5% (推定値) は、文部科学省が行った調査において、担任教員が記入し、特別支援教育コーディネーター (学校における特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係機関・学校との連絡・調整、保護者の相談窓口等の役割を担う教員) 又は教頭 (副校長) による確認を経て提出した回答に基づくもので、発達障害の専門家等による判断や、医師による診断によるものではない。

(注 2) 小・中学校の通常の学級に在籍している言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害、注意欠陥多動性障害等の比較的軽度の障害のある児童生徒に対して、主として各教科等の指導を通常の学級で行いながら、当該児童生徒の障害に応じた特別の指導を特別の指導の場 (通級指導教室) で行う教育形態である。

一方、厚生労働省が平成 26 年 10 月に全国の病院及び診療所を利用した患者を対象として実施した「患者調査」 (平成 27 年 12 月公表) の結果では、医療機関に通院又は入院している自閉症、アスペルガー症候群、学習障害、注意欠陥多動性障害等の患者の総数 (推計値) は、19 万 5,000 人 (自閉症、アスペルガー症候群、学習障害等<sup>(注 3)</sup> は 14 万 4,000 人、注意欠陥多動性障害等<sup>(注 4)</sup> は 5 万 1,000 人) となっている。

また、同省が平成 25 年 6 月に全国の精神科病院、精神科診療所等を利用した患者を対象として実施した「精神保健福祉資料調査」の結果では、精神障害者保健福祉手帳交付者数 (平成 25 年 6 月の 1 か月間) のうち発達障害者は 1,418 人 (自閉症、アスペルガー症候群、学習障害等<sup>(注 3)</sup> は 1,259 人、注意欠陥多動性障害等<sup>(注 4)</sup> は 159 人) となっている。

(注 3) ICD-10 (疾病及び関連保健問題の国際統計分類) における「心理的発達の障害 (F80-F89)」に含まれる障害である。

(注 4) ICD-10 における「小児<児童>期及び青年期における通常発症する行動及び情緒の障害 (F90-F98)」に含まれる障害である。

### (3) 発達障害者支援法の概要

平成 17 年 4 月に施行された発達障害者支援法は、障害者の権利に関する条約 (以下「障害者権利条約」という。) の署名 (平成 19 年)・批准 (平成 26 年)<sup>(注 5)</sup>、障害者基本法 (昭和 45 年法律第 84 号) の改正 (平成 23 年)<sup>(注 6)</sup> を経て、施行後約 10 年が経過したことを踏まえ、発達障害者の支援の一層の充実を図るため、法律の全般にわたって所要の改正が行われた (平成 28 年 8 月 1 日施行)。

今般の改正内容を含め、発達障害者支援法の概要は、次のとおりである。

(注 5) 障害者の人権や基本的自由の享有の確保など障害者の権利を実現するための措置等を規定した障害者に関する初めての国際条約である。

(注 6) 改正前の障害者基本法では、「障害」の範囲について、「身体障害、知的障害又は精神障害」と規定されていたが、改正後は、「身体障害、知的障害、精神障害 (発達障害を含む。) その他の心身の機能の障害」と規定されている。

表 1-⑦

表 1-⑧

表 1-⑨



障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、発達障害者を含む障害者等を対象として、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行うこととされている。

上記の支援のうち障害者総合支援法第 77 条及び第 78 条に基づき実施することとされている地域生活支援事業は、「地域生活支援事業実施要綱」（平成 18 年 8 月 1 日付け障発第 0801002 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）により、都道府県が実施主体として行う都道府県地域生活支援事業と市町村が実施主体として行う市町村地域生活支援事業をその主な内容としており、それぞれ必須事業と任意事業がある。

発達障害者支援法に基づく施策に関係する主な地域生活支援事業としては、①巡回支援専門員整備（市町村の任意事業）、②発達障害者支援体制整備（都道府県の任意事業）<sup>（注 7）</sup> 及び③発達障害者支援センター運営事業（都道府県の必須事業）があり、発達障害者支援法に基づく施策と主な地域生活支援事業との関係を見ると、次表のとおりとなる。

（注 7） 「発達障害者支援体制整備（都道府県の任意事業）」の中には、家族支援体制整備、地域支援体制サポート等が含まれる。

表 1-⑭

表 1-⑮

表 1-⑯

表 1-⑰

表 発達障害者支援法に基づく施策と主な地域生活支援事業との関係

発達障害者支援法に基づく施策	主な地域生活支援事業
児童の発達障害の早期発見等（第 5 条）、早期の発達支援（第 6 条）、保育（第 7 条）、教育（第 8 条）、放課後児童健全育成事業の利用（第 9 条）	巡回支援専門員整備 （市町村の任意事業）
発達障害者の家族等への支援（第 13 条）	発達障害者支援体制整備（のうち家族支援体制整備） （都道府県の任意事業）
発達障害者支援センター等（第 14 条）	発達障害者支援センター運営事業 （都道府県の必須事業）
	発達障害者支援体制整備（のうち地域支援体制サポート） （都道府県の任意事業）

（注） 厚生労働省の資料に基づき、本省が作成した。

#### (5) 行政評価・監視の対象とした施策

発達障害者支援法の施行により、発達障害の定義が確立し、児童の発達障害の早期発見から保育、教育、就労等、発達障害者のライフステージにおける一貫した支援の流れが示され、それに伴う国や地方公共団体の責務

も明らかになった。

一方、各ライフステージを通じた継続した支援に課題があるとの指摘があることから、本行政評価・監視では、発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進を図る観点から、発達障害者支援法に基づく施策のうち、「児童の発達障害の早期発見等（第5条）」、「早期の発達支援（第6条）」、「保育（第7条）」、「教育（第8条）」、「放課後児童健全育成事業の利用（第9条）」、「情報の共有の促進（第9条の2）」、「就労の支援（第10条）」及び「発達障害者の家族等への支援（第13条）」の各ライフステージにおける支援並びに「発達障害者支援センター等（第14条）」及び「専門的な医療機関の確保等（第19条）」を調査対象として取り上げた。

今回の当省の調査項目と発達障害者支援法に基づく施策との関係を見ると、次表のとおりである。

表2 調査項目と発達障害者支援法に基づく施策との関係

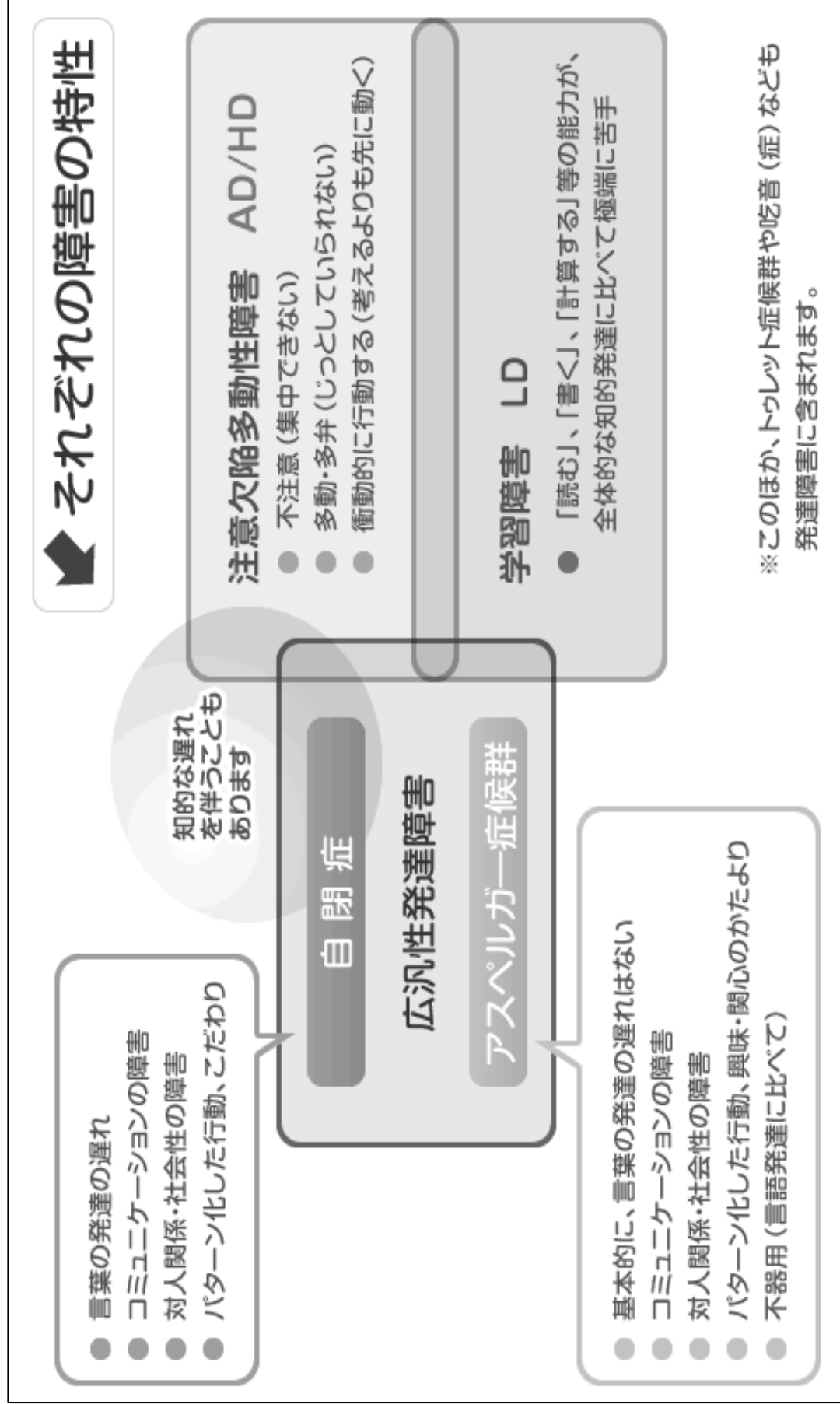
調査項目	左記の調査項目に関する発達障害者支援法の各施策
1 発達障害者支援施策の概要	-
2-(1) 発達障害児の早期発見	児童の発達障害の早期発見等（第5条）
2-(2) 発達障害児を発見した後の対応	早期の発達支援（第6条）
2-(3) 発達障害児に関する支援計画及び指導計画の作成の推進	保育（第7条）
	教育（第8条）
2-(4) 発達障害児に関する情報の共有・引継ぎの推進	情報の共有の促進（第9条の2）
2-(5) 発達障害児による放課後児童クラブの利用状況	放課後児童健全育成事業の利用（第9条）
2-(6) 大学における発達障害者に対する教育上の配慮の状況	教育（第8条）
2-(7) 就労支援の状況	就労の支援（第10条）
2-(8) 発達障害児の家族に対する支援の実施状況	発達障害者の家族等への支援（第13条）
3 発達障害者支援センターの運営状況	発達障害者支援センター等（第14条）
4 専門的な医療機関の確保状況	専門的な医療機関の確保等（第19条）

(注) 当省が作成した。

なお、本行政評価・監視では、主に、各ライフステージで、発達障害者（発達障害が疑われる者を含む。）に対する支援が比較的届きにくいと考え

<p>られる層を対象とした。学童期等では、比較的個別の配慮を受けられる可能性が高い特別支援学校の発達障害児並びに小学校及び中学校の特別支援学級及び通級による指導を受けている発達障害児については対象から除き、就労期においては、手帳を所持していないため必要な支援が届きにくい発達障害者を対象とした。</p>	
---	--

表 1-① 主な発達障害の種類



(注) 政府広報オンライン「特集「発達障害」ってなんだろう？」による。

表 1-② 発達障害の主な種類別の特徴

発達障害（種類別）	特 徴
広汎性発達障害	<p>広汎性発達障害は、ICD-10（疾病及び関連保健問題の国際統計分類）におけるコミュニケーション能力や社会性に関連する発達障害の総称で、自閉症、アスペルガー症候群等を含む総称である。</p> <p>また、医師が用いることの多いDSM-5（精神疾患の診断と統計のためのマニュアル）の自閉症スペクトラム障害（ASD）とほぼ同義である。</p>
自閉症	<p>自閉症は、「言葉の発達の遅れ」、「コミュニケーションの障害」、「対人関係・社会性の障害」、「パターン化した行動、こだわり」などの特徴を持つ障害で、3歳までには何らかの症状がみられる。</p> <p>また、自閉症の人は知的障害を伴うことがあるが、知能に遅れがない場合もある。</p>
アスペルガー症候群	<p>アスペルガー症候群は、自閉症と同様に、「コミュニケーションの障害」、「対人関係・社会性の障害」、「パターン化した行動、興味・関心のかたより」がある。自閉症のように、幼児期に言葉の発達の遅れがないことが特徴である。</p>
その他（レット症候群、小児期崩壊性障害等）	—
注意欠陥多動性障害（AD/HD）	<p>注意欠陥多動性障害は、「集中できない（不注意）」、「じっとしてられない（多動・多弁）」、「考えるよりも先に動く（衝動的な行動）」などを特徴とする発達障害である。多動や不注意といった様子が目立つのは小・中学生頃であるが、思春期以降はこういった症状が目立たなくなるとも言われている。</p>
学習障害（LD）	<p>学習障害は、知的発達に遅れはないのに、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するなどの特定の能力を学んだり、行ったりすることに著しい困難を示す様々な状態をいう。</p>
トゥレット症候群	<p>トゥレット症候群は、多種類の運動チック（突然に起こる素早い運動の繰り返し）と一つ以上の音声チック（運動チックと同様の特徴を持つ発声）が1年以上にわたり続く重症なチック障害で、このような運動や発声を、本人はそうするつもりがないのにしてしまうのが特徴である。通常は幼児・児童・思春期に発症し、多くの場合は徐々に軽快する方向に向かうと言われているが、青年・成人期も持続する場合がある。</p>
吃音（症）	<p>吃音とは、音の繰り返し、引き伸ばし、言葉を出せずに間が空いてしまうなど、一般に「どもる」と言われる話し方の障害である。幼児・児童期に出始めるタイプ（発達性吃音）がほとんどで、大半は自然に症状が消失したり軽くなったりする。しかし、青年・成人期まで持続したり、青年期から目立つようになる人や、自分の名前が言えなかったり、電話で話せなくて悩む人もいる。</p>

- (注) 1 政府広報オンライン「特集「発達障害」ってなんだろう？」等に基づき、当省が作成した。
- 2 広汎性発達障害」は、自閉症及びアスペルガー症候群のほか、レット症候群（自閉傾向、てんかん発作、歩行障害、特有の手もみ動作を主な特徴とする進行性の精神・神経疾患）、小児期崩壊性障害（言語、社会的行動、適応的行動、排便・ぼうこうコントロール、運動技能等の能力障害）等を含むものである。



表 1-③ 発達障害者支援法の全体像

<p><b>I これまでの主な経緯</b></p> <p>昭和55年 知的障害児施設の種類として新たに医療型自閉症児施設及び福祉型自閉症児施設を位置づけ          平成5年 強度行動障害者特別処遇事業の創設(実施主体:都道府県等)          平成14年 自閉症・発達障害者支援センター運営事業の開始(広汎性発達障害者を対象とした地域支援の拠点の整備の推進)          平成16年12月 超党派の議員立法により発達障害者支援法が成立 → 平成17年 4月 施行          平成22年12月 発達障害が障害者に含まれるものであることを障害者自立支援法、児童福祉法において明確化          平成28年5月 超党派の議員立法により「発達障害者支援法の一部を改正する法律」が成立</p>		
<p><b>II 主な趣旨</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○発達障害者に対する障害の定義と発達障害への理解の促進</li> <li>○発達生活全般にわたる支援の促進</li> <li>○発達障害者支援を担当する部局相互の緊密な連携の確保、関係機関との協力体制の整備 等</li> </ul>		
<p><b>III 概要</b></p> <p>定義：発達障害＝自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などの脳機能の障害で、通常低年齢で発現する障害</p>		
<p><b>就学前（乳幼児期）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○乳幼児健診等による早期発見</li> <li>○早期の発達支援</li> </ul>	<p><b>就学中（学童期等）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○就学時健康診断における発見</li> <li>○適切な教育的支援・支援体制の整備</li> <li>○放課後児童健全育成事業の利用</li> <li>○専門的発達支援</li> </ul>	<p><b>就学後（青壮年期）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○発達障害者の特性に応じた適切な就労の機会の確保</li> <li>○地域での生活支援</li> <li>○発達障害者の権利擁護</li> </ul>
<p><b>【都道府県】 発達障害者支援センター(相談支援・情報提供・研修等)、専門的な医療機関の確保 等</b></p>		
<p><b>【国】 専門的知識を有する人材確保(研修等)、調査研究 等</b></p>		

(注) 厚生労働省の資料による。



表 1-⑤ 文部科学省の「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」の結果による「学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の割合」

公立の小学校及び中学校の通常学級に在籍する児童のうち、知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の割合	推定値 (95%信頼区間)
学習面又は行動面で著しい困難を示す	6.5% (6.2%～6.8%)
学習面で著しい困難を示す	4.5% (4.2%～4.7%)
行動面で著しい困難を示す	3.6% (3.4%～3.9%)
学習面と行動面ともに著しい困難を示す	1.6% (1.5%～1.7%)

- (注) 1 文部科学省の資料に基づき、当省が作成した。  
 2 「学習面又は行動面で著しい困難を示す」とは、「聞く」、「話す」、「読む」、「書く」、「計算する」、「推論する」の一つあるいは複数で著しい困難を示す場合を指し、一方、「行動面で著しい困難を示す」とは、「不注意」、「多動性－衝動性」あるいは「対人関係やこだわり等」について一つか複数で問題を著しく示す場合を指す。

表 1-⑥ 文部科学省の「通級による指導実施状況調査」の結果による「通級による指導を受けている児童生徒数」のうち発達障害(自閉症、学習障害、注意欠陥多動性障害)のある児童生徒数

年度別 区分	平成 18 年度	27 年度	倍率
自閉症	3,912 人	14,189 人	3.6 倍
学習障害 (LD)	1,351 人	13,188 人	9.8 倍
注意欠陥多動性障害 (AD/HD)	1,631 人	14,609 人	9.0 倍
計	6,894 人	41,986 人	6.1 倍

- (注) 文部科学省の資料に基づき、当省が作成した。

表 1-⑦ 厚生労働省の「患者調査」及び「精神保健福祉資料調査」の結果による発達障害者の数  
(単位：人)

調査別 区分	患者調査 (推計値) (平成 26 年 10 月)	精神保健福祉資料調査 (平成 25 年 6 月)
総 数	195,000	1,418
自閉症、アスペルガー症候群、学習障害 (LD) 等	144,000	1,259
注意欠陥多動性障害 (AD/HD) 等	51,000	159

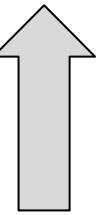
- (注) 1 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。  
 2 「患者調査」欄の数値は、医療機関に通院又は入院している自閉症、アスペルガー症候群、学習障害及び注意欠陥多動性障害の推計数である。  
 3 「精神保健福祉資料調査」欄の数値は、平成 25 年 6 月の 1 か月間で精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている発達障害者の数である。  
 4 「自閉症、アスペルガー症候群、学習障害 (LD) 等」は、ICD-10 (疾病及び関連保健問題の国際統計分類) における「心理的発達の障害 (F80-F89)」に含まれる障害である。  
 5 「注意欠陥多動性障害 (AD/HD) 等」は、ICD-10 における「小児<児童>期及び青年期における通常発症する行動及び情緒の障害 (F90-F98)」に含まれる障害である。

表 1-⑧ 発達障害者支援法の一部を改正する法律（概要）

○障害者をめぐる国内外の動向・・・障害者権利条約の署名（平成 19 年）・批准（平成 26 年）

障害者基本法の改正（平成 23 年）等

○発達障害者支援法の施行の状況・・・平成 17 年の施行後、約 10 年が経過



発達障害者の支援の一層の充実を図るため、  
法律の全般にわたって改正

## 第 1 総則

- (1) 目的（第 1 条）  
切れ目ない支援の重要性に鑑み、障害者基本法の理念にのっとり、共生社会の実現に資することを目的に規定
- (2) 発達障害者の定義（第 2 条）  
発達障害がある者であって発達障害及び「社会的障壁」により日常生活・社会生活に制限を受けるもの  
※ 社会的障壁：発達障害がある者にとって日常生活・社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの
- (3) 基本理念（第 2 条の 2）  
発達障害者の支援は、  
① 社会参加の機会の確保、地域社会において他の人々と共生することを妨げられない  
② 社会的障壁の除去に資する  
③ 個々の発達障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、関係機関等の緊密な連携の下に、意思決定の支援に配慮しつつ、切れ目なく行う
- (4) 国及び地方公共団体の責務（第 3 条）  
相談に総合的に応じられるよう、関係機関等との有機的な連携の下に必要な相談体制を整備
- (5) 国民の責務（第 4 条）  
個々の発達障害の特性等に関する理解を深め、発達障害者の自立及び社会参加に協力するよう努める

(注) 衆議院法制局の資料に基づき、当省が作成した。

## 第 2 発達障害者の支援のための施策

- (1) 発達障害の疑いがある場合の支援（第 5 条）  
発達障害の疑いのある児童の保護者への継続的な相談、情報提供及び助言
- (2) 教育（第 8 条）  
発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮、個別的教育支援計画・個別の指導計画の作成の推進、いじめの防止等の対策の推進
- (3) 情報の共有の促進（第 9 条の 2）  
個人情報保護に十分配慮しつつ、支援に資する情報共有の促進のために必要な措置を講じる
- (4) 就労の支援（第 10 条）  
主体に国を規定、就労定着の支援を規定、事業主は雇用の機会の確保、雇用の安定に努める
- (5) 地域での生活支援（第 11 条）  
性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じた地域での生活支援
- (6) 権利利益の擁護（第 12 条）  
差別の解消、いじめの防止等及び虐待の防止等のための対策推進、成年後見制度が適切に行われ又はは広く利用されるようにすること
- (7) 司法手続における配慮（第 12 条の 2）  
司法手続において個々の発達障害者の特性に応じた意思疎通の手段の確保等の適切な配慮
- (8) 発達障害者の家族等への支援（第 13 条）  
家族その他の関係者に対し、情報提供、家族が互いに支え合うための活動の支援等

## 第 3 発達障害者支援センター等

- (1) センター等による支援に関する配慮（第 14 条）  
センター等の業務を行うに当たり、可能な限り身近な場所で必要な支援が受けられるよう配慮
- (2) 発達障害者支援地域協議会（第 19 条の 2）  
支援体制の課題共有・連携緊密化・体制整備協議のため都道府県・指定都市に設置

## 第 4 補則

- (1) 国民に対する普及及び啓発（第 21 条）  
学校、地域、家庭、職域等を通じた啓発活動
- (2) 専門的知識を有する人材の確保等（第 23 条）  
専門的知識を有する人材の確保・養成・資質の向上を図るため、個々の発達障害の特性等に関する理解を深めるための研修等を実施
- (3) 調査研究（第 24 条）  
性別、年齢等を考慮しつつ、発達障害者の実態の把握に努めるとともに、個々の発達障害の原因の究明等に関する調査研究

## 第 5 その他

- (1) 施行期日（附則第 1 項）  
公布日から 3 月内の政令で定める日
- (2) 検討（附則第 2 項）  
国際的動向等を勘案し、知的発達の違いがある者等について実態調査を行い、支援の在り方について検討等

表 1-9 発達障害者支援法の改正内容の概要

関係条項		国及び地方公共団体 改正の概要		
		国	都道府県	市町村
責務(3条)	【相談体制の整備】 <sup>(新)</sup> を新設	○	○	○
児童の発達障害の早期発見等(5条)	関係機関間の協力部局の例示に【警察】 <sup>(新)</sup> を追加 発達障害の疑いのある児童の【保護者への情報提供、助言】 <sup>(新)</sup> を追加	○	○	○
教育(8条)	本条の対象に含める十八歳以上の発達障害児に、【専修学校の高等課程】 <sup>(新)</sup> に在学する者を追加 【年齢及び能力に応じ、かつその特性を踏まえた】 <sup>(新)</sup> 十分な教育を受けられるようにするため、必要な措置として、【他の児童と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、】 <sup>(新)</sup> 適切な教育的支援を行うこと、【個別の教育支援計画の作成及び個別の指導に関する計画の作成の推進】 <sup>(新)</sup> 、【いじめの防止等のための対策の推進】 <sup>(新)</sup> を規定	○	○	○
情報の共有の促進(9条の2)	【個人情報保護に十分配慮しつつ、支援に資する情報の共有を促進】 <sup>(新)</sup> を新設	○	○	○
就労の支援(10条)	就労支援の主体として【国】 <sup>(新)</sup> を追加し、内容に【就労定着のための支援】 <sup>(新)</sup> を追加	○	○	○
地域での生活支援(11条)	地域での生活支援の視点として【性別、年齢、障害の状態、生活の実態に応じて】 <sup>(新)</sup> を追加	○	○	○
権利利益の擁護(12条)	権利利益の擁護支援の内容に、【差別の解消、いじめ・虐待の防止、成年後見制度が適切に行われ広く利用されるようにすること】 <sup>(新)</sup> を追加	○	○	○
司法手続における配慮(12条の2)	【個々の発達障害者の特性に応じた意思疎通の手段の確保のための配慮その他の適切な配慮】 <sup>(新)</sup> を新設	○	○	○
発達障害者の家族等への支援(13条)	家族への支援(家族の監護の支援)の対象に【その他の関係者】 <sup>(新)</sup> を追加し、支援の内容に【適切な対応をすること等のため】 <sup>(新)</sup> 【情報の提供】 <sup>(新)</sup> や【家族が互いに支え合うための活動の支援】 <sup>(新)</sup> を追加	○	○	○
発達障害者支援センター等(14条)	発達障害者支援センターの設置について【当事者や家族が身近な場所で支援を受けられるように適切な配慮をする】 <sup>(新)</sup> を追加	○	○	○
発達障害者支援地域協議会(19条の2)	都道府県が置くことができる協議会として【発達障害者支援地域協議会】 <sup>(新)</sup> を新設	○	○	○
国民に対する普及及び啓発(21条)	普及、啓発の内容として【個々の発達障害の特性】 <sup>(新)</sup> を追加し、その方法として【学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて】 <sup>(新)</sup> を追加	○	○	○
専門的知識を有する人材の確保等(23条)	対象者に【労働、捜査及び裁判に関する業務従事者】 <sup>(新)</sup> を追加し、研修等の目的に【個々の発達障害の特性に関する理解】 <sup>(新)</sup> を追加	○	○	○
調査研究(24条)	考慮事項に【性別、年齢その他の事情】 <sup>(新)</sup> を追加し、調査研究の内容として、【個々の】 <sup>(新)</sup> 発達障害の原因の究明等を追加	○	○	○

※(新)は、「発達障害者支援法の一部を改正する法律」による主な改正事項

(注) 厚生労働省の資料による。

表 1-⑩ 発達障害者支援法等における発達障害の定義に関する規定

○ **発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）〈抜粋〉**

（定義）

**第 2 条** この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

2 この法律において「発達障害者」とは、発達障害がある者であって発達障害及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に制限を受けるものをいい、「発達障害児」とは、発達障害者のうち 18 歳未満のものをいう。

3 この法律において「社会的障壁」とは、発達障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

4 この法律において「発達支援」とは、発達障害者に対し、その心理機能の適正な発達を支援し、及び円滑な社会生活を促進するため行う個々の発達障害者の特性に対応した医療的、福祉的及び教育的援助をいう。

○ **発達障害者支援法施行令（平成 17 年政令第 150 号）〈抜粋〉**

（発達障害の定義）

**第 1 条** 発達障害者支援法（以下「法」という。）第 2 条第 1 項の政令で定める障害は、脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもののうち、言語の障害、協調運動の障害その他厚生労働省令で定める障害とする。

○ **発達障害者支援法施行規則（平成 17 年厚生労働省令第 81 号）〈抜粋〉**

発達障害者支援法施行令（平成 17 年政令第 150 号）第 1 条の規定に基づき、発達障害者支援法施行規則を次のように定める。

発達障害者支援法施行令第 1 条の厚生労働省令で定める障害は、心理的発達の障害並びに行動及び情緒の障害（自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、言語の障害及び協調運動の障害を除く。）とする。

（注） 下線は当省が付した。

表 1-⑪ 発達障害の定義に関する通知

○ 「発達障害者支援法の施行について（通知）」（平成 17 年 4 月 1 日付け 17 文科初第 16 号厚生労働省発障第 0401008 号文部科学省事務次官・厚生労働省事務次官通知）＜抜粋＞

第 1（略）

第 2 法の概要

(1) 定義について

「発達障害」の定義については、法第 2 条第 1 項において「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう」とされていること。また、法第 2 条第 1 項の政令で定める障害は、令第 1 条において「脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもののうち、言語の障害、協調運動の障害その他厚生労働省令で定める障害」とされていること。さらに、令第 1 条の規則で定める障害は、「心理的発達の障害並びに行動及び情緒の障害（自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、言語の障害及び協調運動の障害を除く。）」とされていること。

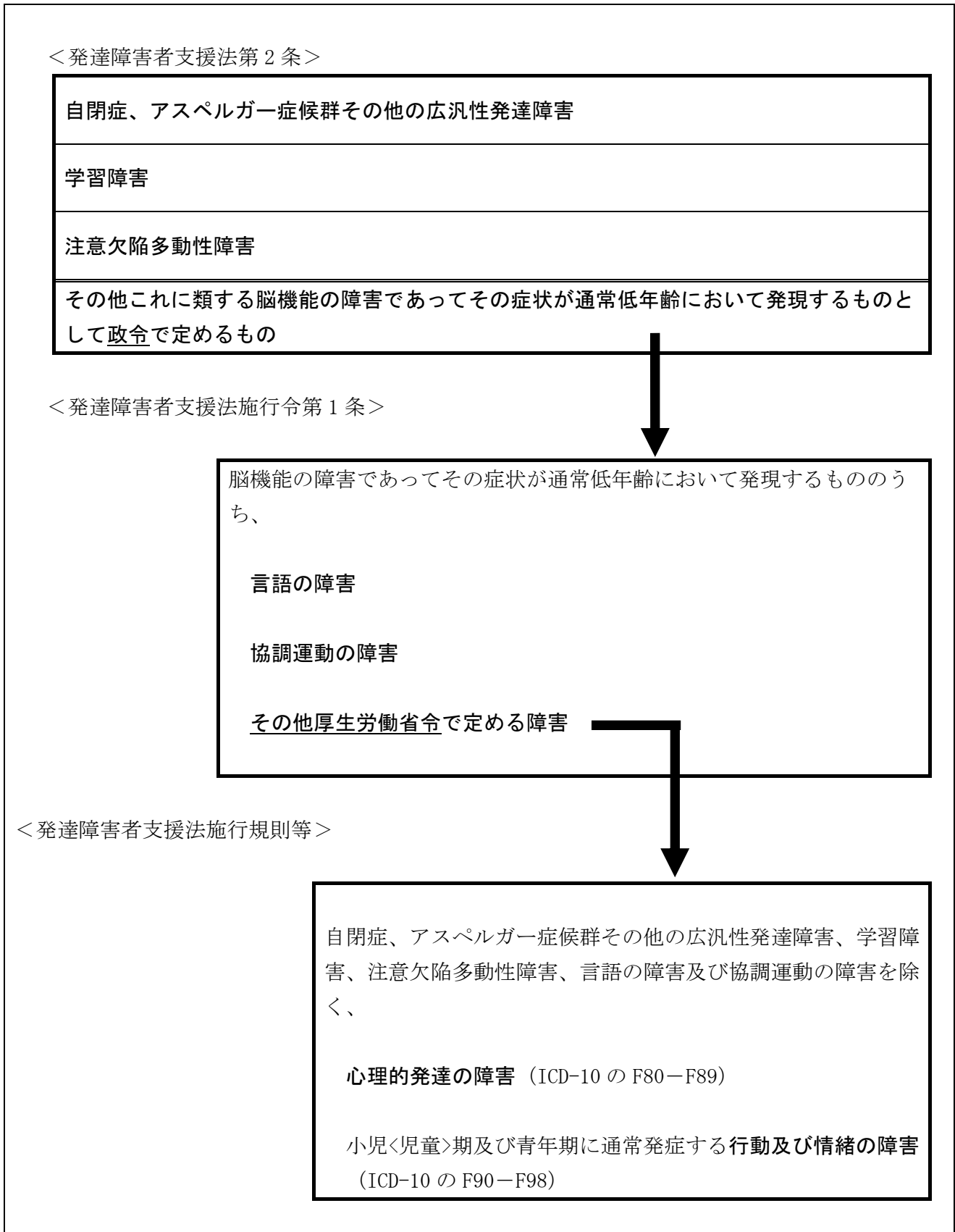
これらの規定により想定される、法の対象となる障害は、脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもののうち、ICD-10（疾病及び関連保健問題の国際統計分類）における「心理的発達の障害（F80-F89）」及び「小児＜児童＞期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害（F90-F98）」に含まれる障害であること。

なお、てんかんなどの中枢神経系の疾患、脳外傷や脳血管障害の後遺症が、上記の障害を伴うものである場合においても、法の対象とするものである。（法第 2 条関係）

(2)～(18)（略）

(注) 下線は当省が付した。

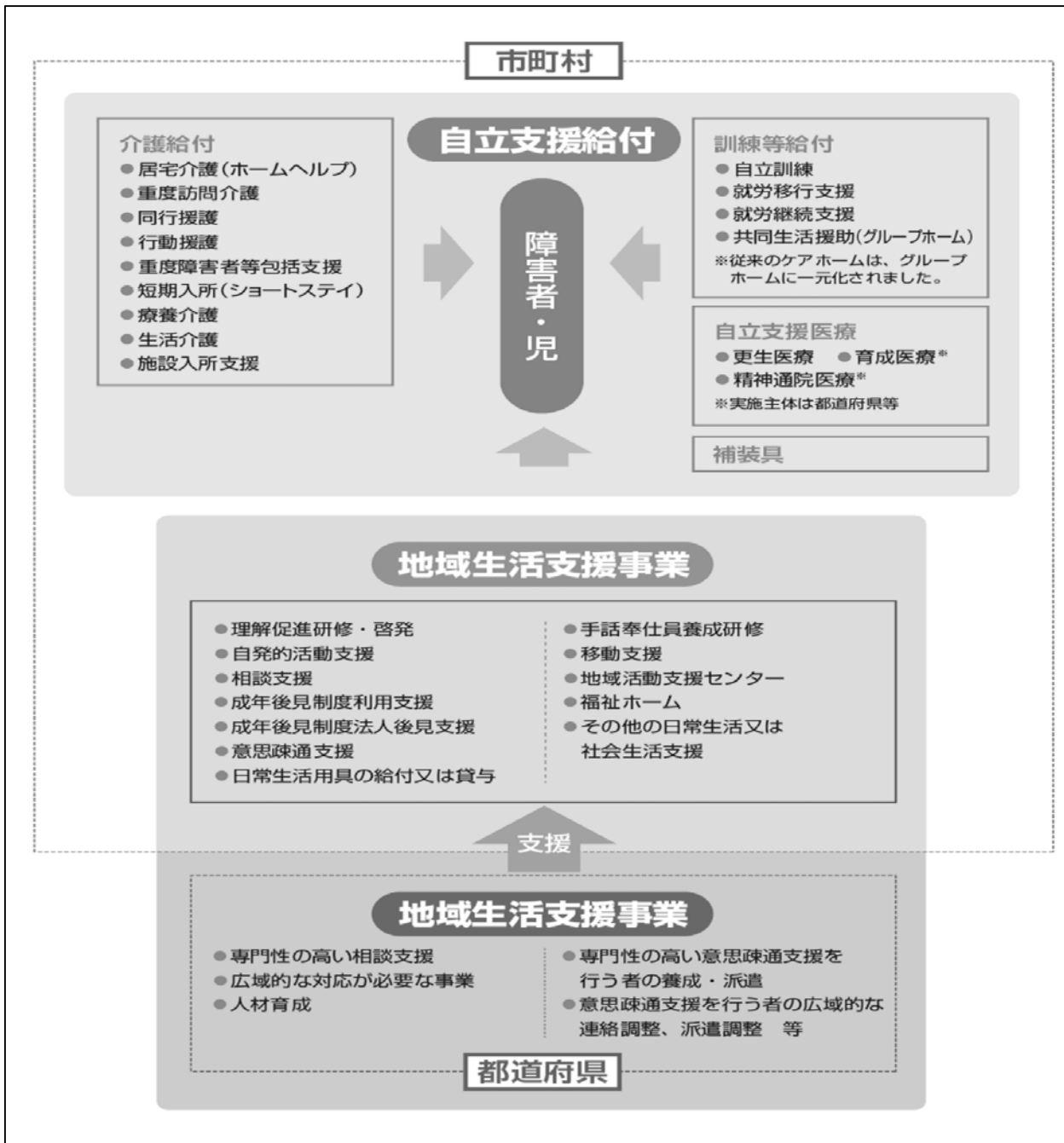
表 1-⑫ 発達障害者支援法等で定義された「発達障害」の範囲



(注) 文部科学省及び厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。



表 1-⑬ 障害者総合支援法に基づく障害者に対する支援の全体像



(注) 厚生労働省の資料による。

表 1-⑭ 障害者総合支援法における地域生活支援事業に関する規定

○ **障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）** < 抜粋 >

**（市町村の地域生活支援事業）**

**第 77 条** 市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

- 一 障害者等の自立した日常生活及び社会生活に関する理解を深めるための研修及び啓発を行う事業
- 二 障害者等、障害者等の家族、地域住民等により自発的に行われる障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようにするための活動に対する支援を行う事業
- 三 障害者等が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜を供与するとともに、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行う事業（次号に掲げるものを除く。）
- 四 障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる障害者で成年後見制度の利用に要する費用について補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められるものにつき、当該費用のうち厚生労働省令で定める費用を支給する事業
- 五 障害者に係る民法（明治二十九年法律第八十九号）に規定する後見、保佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行う事業
- 六 聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等その他の日常生活を営むのに支障がある障害者等につき、意思疎通支援（手話その他厚生労働省令で定める方法により当該障害者等とその他の者の意思疎通を支援することをいう。以下同じ。）を行う者の派遣、日常生活上の便宜を図るための用具であって厚生労働大臣が定めるものの給付又は貸与その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業
- 七 意思疎通支援を行う者を養成する事業
- 八 移動支援事業
- 九 障害者等につき、地域活動支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業

2・3 （略）

**（都道府県の地域生活支援事業）**

**第 78 条** 都道府県は、厚生労働省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、第 77 条第 1 項第 3 号、第 6 号及び第 7 号に掲げる事業のうち、特に専門性の高い相談支援に係る事業及び特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を養成し、又は派遣する事業、意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整その他の広域的な対応が必要な事業として厚生労働省令で定める事業を行うものとする。

- 2 都道府県は、前項に定めるもののほか、障害福祉サービス又は相談支援の質の向上のために障害福祉サービス若しくは相談支援を提供する者又はこれらの者に対し必要な指導を行う者を育成する事業その他障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行うことができる。

(注) 下線は当省が付した。

表 1-⑮ 地域生活支援事業実施要綱

○ 「地域生活支援事業の実施について（通知）」（平成 18 年 8 月 1 日付け障発第 0801002 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）〈抜粋〉

別紙 1

地域生活支援事業実施要綱

1 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第4条第1項に規定する障害者及び同条第2項に規定する障害児（以下「障害者等」という。）が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を計画的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

2 実施主体

(1) 市町村地域生活支援事業

市町村（指定都市、中核市、特別区を含む。）を**実施主体**とし、複数の市町村が連携し広域的に実施することもできるものとする。

ただし、事業の全部又は一部を団体等に委託して実施することができるものとする。

また、都道府県が地域の実情を勘案して、市町村に代わって市町村地域生活支援事業の一部を実施することができるものとする。

(2) 都道府県地域生活支援事業

都道府県を**実施主体**とする。

ただし、発達障害者支援センター運営事業は指定都市を含み、専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業及び専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業は指定都市及び中核市を含む。

なお、指定都市又は中核市で都道府県地域生活支援事業を実施した方が適切に事業実施できるものについては、指定都市又は中核市に事業の全部又は一部を委託することができるものとする。

また、事業の全部又は一部を団体等に委託して実施することができるものとする。

3 事業内容

(1) 市町村地域生活支援事業

障害者等に対する理解を深めるため研修・啓発事業、障害者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援事業、障害者等、障害児の保護者等からの相談に応ずるとともに、必要な情報の提供等を行う事業、成年後見制度の利用に要する費用を支給する事業、成年後見制度における法人後見の活動を支援するための研修等を行う事業、手話通訳者の派遣等を行う事業、日常生活用具の給付又は貸与、手話奉仕員の養成を行う事業、障害者等の移動を支援する事業及び障害者等を通わせ創作的活動等の機会の提供を行う事業を必須事業とし、その他市

町村の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業（以下「任意事業」という。）及び社会福祉法人、公益法人（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第3項に規定する法人をいう。）、特定非営利活動法人等の団体（以下「社会福祉法人等」という。）が行う同事業に対し補助する事業を行うことができる。

[必須事業]

- ア 理解促進研修・啓発事業（別記1）
- イ 自発的活動支援事業（別記2）
- ウ 相談支援事業（別記3）
- エ 成年後見制度利用支援事業（別記4）
- オ 成年後見制度法人後見支援事業（別記5）
- カ 意思疎通支援事業（別記6）
- キ 日常生活用具給付等事業（別記7）
- ク 手話奉仕員養成研修事業（別記8）
- ケ 移動支援事業（別記9）
- コ 地域活動支援センター機能強化事業（別記10）

[任意事業]（別記11）

## **(2) 都道府県地域生活支援事業**

専門性の高い相談支援事業、専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成及び派遣を行う事業、意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整を行う事業及び広域的な対応が必要な事業を必須事業とし、サービス提供者等のための養成研修事業やその他都道府県の判断により、任意事業及び社会福祉法人等が行う同事業に対し補助する事業を行うことができる。

[必須事業]

- ア 専門性の高い相談支援事業（別記12）
- イ 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業（別記13）
- ウ 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業（別記14）
- エ 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業（別記15）
- オ 広域的な支援事業（別記16）

[サービス・相談支援者、指導者育成事業]（別記17）

[任意事業]（別記18）

## **(3) 特別支援事業**

(1)及び(2)に定める事業以外の事業であって、市町村及び都道府県の判断により、事業の実施が遅れている地域の支援を行う事業、実施水準に格差が見られる事業の充実を図る事業その他別に定める事業並びに社会福祉法人等が行う同事業に対し補助する事業を行うことができる。（別記 19）

## **4 利用者負担**

実施主体の判断によるものとする。

## 5 国の補助

国は、本事業に要する経費について、別に定める交付基準に従い、予算の範囲内で補助するものとする。

## 6 留意事項

- (1) 市町村及び都道府県は、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項を、それぞれの市町村障害福祉計画、都道府県障害福祉計画に位置付けること。
- (2) 障害者等に対し、点字を用いること及び代筆、代読、音声訳、要約を行うなど障害種別に配慮しながら、本事業の内容を十分に周知し、円滑な実施に努めること。
- (3) 本事業に携わる者は、障害者等の人格を尊重し、その身上等に関する秘密を守り、信条等によって差別的取り扱いをしてはならないこと。
- (4) 次に掲げる事業については、補助対象とならない。
  - ア 地域生活支援事業のうち交付税措置により行われる事業
  - イ 国が別途定める国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業
  - ウ 都道府県又は市町村が独自に個人に金銭給付（これに準ずるものを含む。）を行い、又は個人負担を直接的に軽減する事業

(注) 下線は当省が付した。

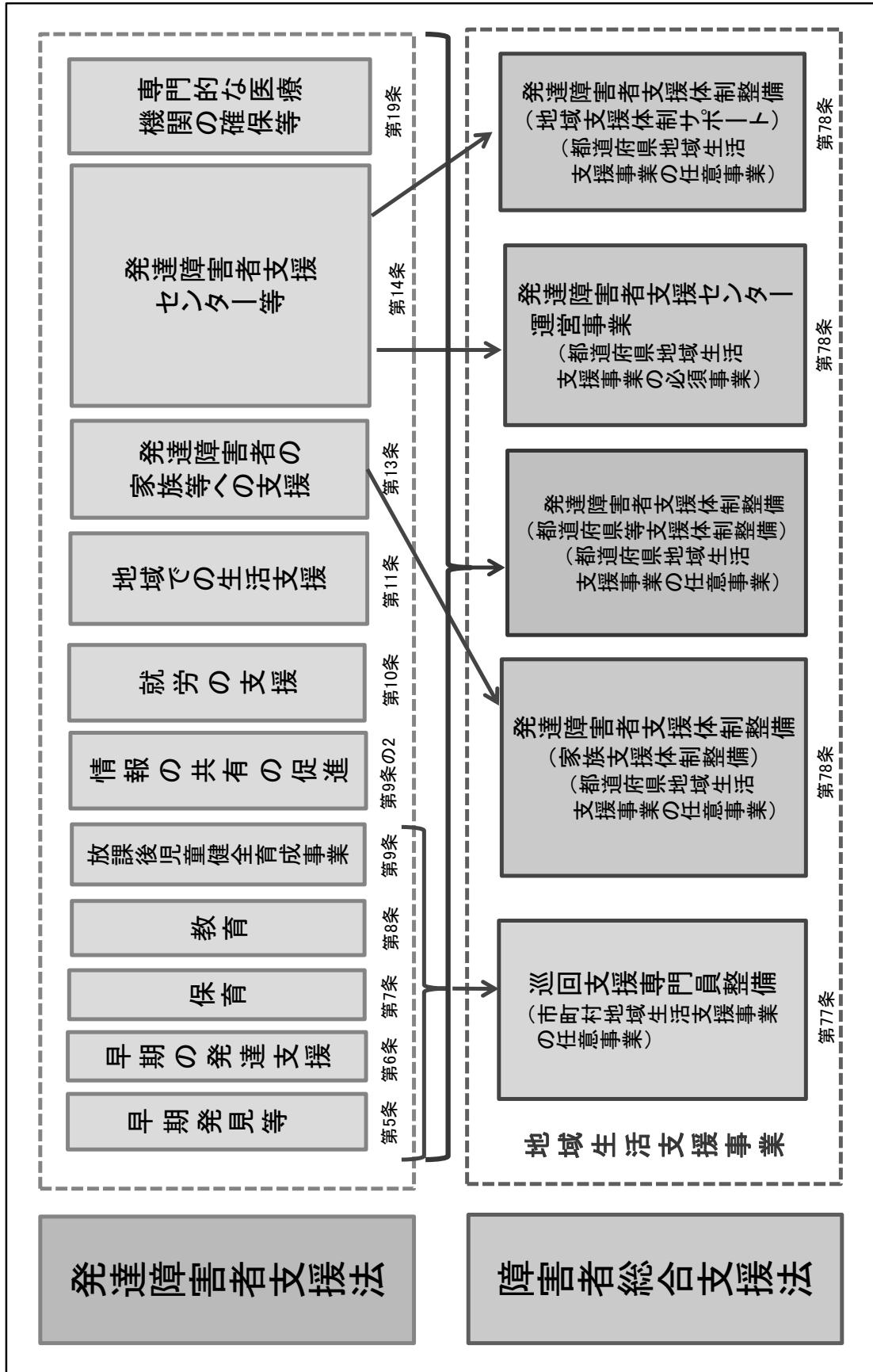
表 1-⑯ 地域生活支援事業の概要

区 分		事業内容		
都道府県 地域生活 支援事業	必須 事業	専門性の高い相談支援事業（ <b>発達障害者支援センター運営事業</b> 等）		
		専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業		
		専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業		
		意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業		
		広域的な支援事業		
	任意 事業	日常生活支援 <b>発達障害者支援体制整備（家族支援体制整備、地域支援体制サポート等）</b> 等		
		社会参加支援 手話通訳者設置、字幕入り映像ライブラリーの提供等		
		権利擁護支援 成年後見制度普及啓発、障害者虐待防止対策支援等		
		就業・就労支援 盲人ホームの運営、重度障害者在宅就労促進、一般就労移行等促進等		
		サービス・相談支援者・指導者育成事業		
		市町村地 域生活支 援事業	必須 事業	理解促進研修・啓発事業
			自発的活動支援事業	
			相談支援事業（住宅入居等支援事業（居住サポート事業）等）	
			成年後見制度利用支援事業	
成年後見制度法人後見支援事業				
意思疎通支援事業				
日常生活用具給付等事業				
手話奉仕員養成研修事業				
移動支援事業				
地域活動支援センター機能強化事業				
任意 事業	日常生活支援 福祉ホームの運営、訪問入浴サービス、生活訓練等、 <b>巡回支援専門員整備</b> 等			
	社会参加支援 レクリエーション活動等支援、芸術文化活動振興、点字・声の広報等発行等			
	権利擁護支援 成年後見制度普及啓発、障害者虐待防止対策支援等			
	就業・就労支援 盲人ホームの運営、知的障害者職親委託等			
	特別支援事業	必須事業の実施が遅れている地域の支援や実施水準に格差がみられる事業の充実に努めることを目的とした事業		

(注) 1 「地域生活支援事業実施要綱」（平成 18 年 8 月 1 日付け障発第 0801002 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づき、当省が作成した。

2 当省が調査対象とした事業は、太文字で記載した。

表 1-⑪ 発達障害者支援法に基づく施策と主な地域生活支援事業との関係



(注) 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。